理容師法による管理理容師の講習会の指定

(保健衛生課) ...

同同

:

:

同

\_ :

=

右

同.....

の支援に関する法律による介護機関の指定..

政健

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

告

示

目

次

右

同

出

先機 関 |||級建築士の免許の取消し.....

(建築住宅課) (水産振興課)

:

<del>L</del> Ŧi.

:

の公表.....

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

文県

化生

課活

:

껃

車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定..... 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定...

公

告

右

公共測量の終了...... 美容師法による管理美容師の講習会の指定.....

( 監

課 :

 $\equiv$ 

వ్య

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

選挙管理委員会

土地改良事業の工事の完了......

県西

民地

局域

:

L

第三千六百六十六号

日

平成二十五年 三月十五日

事

局

青森県告示第百八十八号

とおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示す 条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次の 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十五年三月十五日

(道

路

課 :

껃  $\equiv$ 

同 理

同

:

青森県知事 Ξ 村 申 吾

居 宅 介 護 事 業 者 居宅介護 居 宅 介 護 事 業 所 指 定					
表の会 の四				_	
では、	義会	ナイ株フ式	ラ式:	名	
では、	会祉	ア会リ社	イ会フ社	14	
四四					
平三一二 "	四字和	村前	森	た	
三の 訪問看護 本のより	平市	二去	卸	在事	
# おけられ	二字	三字三駒	l <u>Ė</u>	所	
看護 名 介護 居 宅 介 護 書 業 所 年月の種					
名 森野辺地営   ニー・ション マイル   スマイル マ村元ー   スマイル マヤイル   スマイル マヤイル   カ 1   まかよし荘 中本の   ボッション マヤイル   カ 1   カ <td>"</td> <td>) 問</td> <td>) 問</td> <td>当</td> <td>能宅  </td>	"	) 問	) 問	当	能宅
かよしまとの 中   中 か   市 中   ボーション ウ   ボーション ウ   ボーション ウ   ボーション ウ   ボーション ウ   ボーン ウ   ボーン 中   <		着 護	介護	0   利	D介 重護
よりョンス 小 芸術 中 <	なテ訪	ステ訪	業森ア株	名	居
荘ンス ンス 営青ケ 称 介   の持十 一字引 二十十 十十   一字対前市 平九 五十   中村和田市 一字 二十   中方字 二の地 一   一字前市 一次 世   中方字 一 一   一字 一 一   一字 一 一   一 一 一   上 一 一   上 二 一   上 二 一   上 二 上   上 二 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上 上   上 上	よシ看	イシ看	辺イ会		宅
一字和	荘ンス	ンス	営青ケ	称	介
南田 市			二上	所	護
三大 二字 二辺 業   一字 三駒 の地 地 所   パ 三 三平 年指   二 二 月	南田	元节	平郡	左	事
二深   の越   一町   地   所   	三大	二字	二辺	111	業
	二深	の越		地	所
-   -   -   -   -   -   -   -   -   -	"	臺	<b>三平</b>	生	指
一		<u></u>	<u> </u>	月日	定

数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 その総数 務

示

~	ョビル財 ンリテー 協会 シ シハシ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○の四四四 小戸市大字河原
	"
	リニックシルバーク
	〇の四四四 八戸市大字河原
}	臺

≕

## 青森県告示第百八十九号

せる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規 条の二第一項の規定により、 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 定により告示する。 (昭和二十五年法律第百四十四号。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当さ 以下 「例による生活保護法」 という。) 第五十四 伞

平成二十五年三月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ナイ株 フ式

森ア株ラ式

名

介

株式会社 名石ハーネス	ざわ整形外科医療法人なか	フィオーレンディング・ 株式会社スタ	に 権利 権 を を を を を を る を る き る き る き る き る き る き	名	居宅介護
平一の八六五 字豊間内字地蔵 三戸郡五戸町大	田字館下 <i>一</i> 八戸市大字新井	目五の五	号 リア初の二グロー 町二の二グロー	所 在 地	支援事業者
業所かけはし居宅介護支援事	護支援事業所なかざわ居宅介	支援事業所あさひ居宅介護	業所あおいもり居宅介護支援事	名	居宅介護士
目二七の二一八戸市江陽五丁	丁目一二の二八戸市湊高台二	七五の二七 字下吉田字米沢 子工の二七	号 リア初の二グロー 町二の二グロー	所 在 地	支援事業所
"	三 三 二	"	<b>긆平</b> ∴成 -	年 月 日	指定

## 青森県告示第百九十号

成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 **平** 

> とおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示す 条の二第一項の規定により、 (昭和二十五年法律第百四十四号。 介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次の 以下「例による生活保護法」という。) 第五十四

平成二十五年三月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ಶ್

汽福 会祉 法	ア会 リ社 ーラ	イ会 フ社 青ケ	称	護予	
の持十 四字和	一字弘村前	五青森市	所主	防	
南田平市三大	元市大字 三	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	たる事務	事業	
三大 一字 二深	三駒の越	町三の	所地の	者	
"	訪 問 看 養 防 護	訪問 問 介護 養防	0	京介 養護 予 重防	
なかよし荘 ション	スマイル テーション ンコン	業 新野辺 北 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	名称	介護予	
ゼノス の持十	フス_ _ 一字弘	日月ソ	所	防	
一字和 南田 平市	村前元市	一主 十北 平郡	,// 在	事	
- - 大 一字 二深	一大 二字 三駒	九野 二辺 の地	<u> </u>	業	
二深	の越	一町	地	所	
"	三 三 二 一	<b>三平</b> →成 → 三	年 月 日	指定	

## 青森県告示第百九十一号

ョビル財 ンリデー 協会 シハシ

○ 木字八太郎山一 八戸市大字河四四四 四四四四四

"

リニックシルバーク

○ 木字八太郎山一 八戸市大字河四四四 四四四四四

臺

≕

人 義 石 会 祖 法

理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する 理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一 条の四第二項の規定による管

平成二十五年三月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目七の二六 主催者の住所及び名称

五

受講料

万八千円

Ξ

受講対象者

県 報

> Ξ 受講対象者 分から イガス (月) の三日間の午前九時三十七月八日 (月) の三日間の午前九時三十二十五年七月一日 (月)、平成二十五年平成二十五年六月二十四日 (月)、平成平成二十五年六月二十四日 (月)、平成 日

開催日時及び場所

時

場

所

兀

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 受講申込書の提出先 理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

財団法人理容師美容師試験研修センター 第一広瀬ビル七階 東北ブロック事務所

青森県告示第百九十二号

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号) 第十二条の三第二 |項の規定による管理

平成二十五年三月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目七の二六

財団法人理容師美容師試験研修センター

開催日時及び場所

分から (月) の三日間の午前九時三十七月八日 (月) の三日間の午前九時三十二十五年七月一日 (月) 、平成二十五年平成二十五年六月二十四日 (月) 、平成 日 時 アピオあおもり青森市中央三丁目一七の 場 所

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

兀 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 財団法人理容師美容師試験研修センター 第一広瀬ビル七階 東北ブロック事務所

五 受講料

アピオあおもり

万八千円

青森県告示第百九十三号

量 法 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測

平成二十五年三月十五日

三項の規定により公示する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量計画機関

平川市

\_ 測量の種類

公共測量 (空中写真測量

Ξ 測量の期間

平成二十四年五月十七日から平成二十五年二月二十六日まで

兀 測量の地域

平川市

量法 青森県告示第百九十四号 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測

平成二十五年三月十五日

三項の規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾 青森県告示第百九十六号

通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するの

車両の通行の許可の手続等を定める省令 (昭和三十六年建設省令第二十八号) 第

車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第三号の規定により、

Ξ

代表者の氏名

正隆

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおだんな

申請のあった年月日

平成二十五年二月二十八日

で

青森地方法務局

## 測量計画機関

二条第一項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

指定する道路の路線名及び区間

青森県知事

Ξ

村

申

吾

### (4)

測量の種類

### Ξ 測量の期間 公共測量 (4級基準点測量

## 兀 測量の地域 平成二十四年六月二十八日から平成二十五年二月二十六日まで

# 青森市大字新城字平岡の一部

## 青森県告示第百九十五号

ある道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令 (昭和 り、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンで 車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第二号イの規定によ

指定する年月日

平成二十五年四月一日

八戸野辺地線

八戸市大字市川町字尻引前山三一の二六二まで八戸市大字河原木字千苅田四の二から

二国 七九 号

上北郡野辺地町字向田三〇三の一まで小班から上北郡六ケ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一一三九林班ほ上北郡六ケ所村大字尾駮字尾駮第三国有林一一三九林班ほ

路

線

名

X

間

平成二十五年三月十五日

森

県

報

三十六年建設省令第二十八号) 第二条第一項の規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村

申

吾

公

## 指定する道路の路線名及び区間

一九林班ほ

平成二十五年三月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

## 平成二十五年四月一日

## 指定する年月日

### 66号

# 五 定款に記載された目的 十和田市大字三本木字一本木沢九二の五四 主たる事務所の所在地

況を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、安定力のある地域づくりを目指す。会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現認知症、知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは、高齢ないし一人暮らしゆえ、社

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

る同条第五項の規定により公表する。十二月二十八日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用す項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十四年海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

# 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

# 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、平成22年において、生産量が22万トンで全国第4位、生産額が495億円で全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。
- しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で特続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- ・漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- i また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

1 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

するめいか	まさば及びごまさば	まいわし	せん	すけとうだら	第1種特定 海洋生物資源
平成24年1月~12月	平成24年7月~平成25年6月	平成24年1月~12月	平成24年1月~12月	平成24年4月~平成25年3月	管理の対象となる期間
若干	井	井	井	井	知事管理量

2 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

the state of the s		
井	平成25年1月~12月	するめいか
(注1)	平成25年7月~平成26年6月	まさば及びごまさば
	平成25年1月~12月	しないま
井	平成25年1月~12月	# 5 7
若干	平成25年4月~平成26年3月	すけとうだら
知事管理量	管理の対象となる期間	第1種特定 海洋生物資源

(注1) 平成25年のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2)数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1)数量を明示していない場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2)「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の漁獲実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

## (すけとうだら)

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

### まあじ

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

### 【すいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

## 【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

## 【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲

また、ペークのコークへ向う別力に別でもなります。カラに来てファンは、光水の原案 努力量を増加させることのないよう、従来の模業規制と同様の規制に基づいて模業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。 なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

さめがれい	第2種特定 海洋生物資源
小型機船底びき 網漁業 (うち手繰 第1種漁業)	採捕の種類
青森県下北郡東通村 尻屋埼灯台中心点と 小型機船底びき北海道函館市恵山岬 網漁業(うち手繰灯台中心点を結んだ 第1種漁業) 線以東の青森県地先	海域
平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	期間
: : : : :	漁獲努力量 (隻日)

(注)小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267 締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。 号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に 関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並

びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

	※
d 87	第 2 科 郵洋生
いかなめ	2種特员 羊生物資
	台旗
機船 (カ <sup>)</sup> 業)	族
手は乗ま	採捕の種類
贈る	種類
業漁	,_,
青森県下北郡東通村 機船手繰網漁業 尻屋埼灯台中心点と 平 (かけまわし漁 北海道函館市恵山岬 か 業) 繰以東の青森県地先 3 水面	
森県下北郡東通村  屋蝽灯台中心点と  施道函館市恵山岬   台中心点を結んだ   以東の青森県地先	**
北台館点青郡中市を森	海域
東心恵結果選出る異	
村と岬だ先	
平成25年5月1 から平成25年6 30日まで	
2 5 平成 日ま・	泄
年 5 2 5	期間
月 1年6	
月月	m./.
ω	漁獲9
8 8	世)

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種 類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

管理措置の着実な実施を推進する。 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源

規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 査・研究の充実強化を更に進めることとする。 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状
- り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取

一級建築士の免許の取消し

一級建築士の免許を取り消したので、 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一項の規定により、 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十五年三月十五日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

氏名

小林弘典

登録番号

第七〇七〇号

取消年月日

Ξ

平成二十五年三月七日

兀 取消しの理由

が、建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。 平成二十五年一月二十一日に死亡したことが、届出により確認された。このこと

先 機 関

出

土地改良事業の工事の完了

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 岩木川左岸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法

平成二十五年三月十五日

西北地域県民局長

石

畄

博

文

県営土地改良事業の名称 かんがい排水事業

\_ 工事完了年月日 平成二十五年二月二十七日

- 4 -

### 選 挙 理 委 員

# 青森県選挙管理委員会告示第二十二号

の規定により次のとおり告示する。 乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超 五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、 とを合算して得た数) を、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第 平成二十五年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び 第八十一条第二項及び第八十六条第四項 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を (地方教育行政の組織及び運営に関する 第八十条第四

## 平成二十五年三月十五日

青

森

青林県選挙管理委員会委員長 Ш 村 能

人

平川市選挙区

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、八八〇

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 その総数が八十万 四三、000

> 西津軽郡選挙区 つがる市選挙区 むつ市選挙区 三沢市選挙区 五所川原市選挙区 黒石市選挙区 弘前市選挙区 青森市選挙区 三戸郡選挙区 北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 八戸市選挙区 上北郡選挙区 十和田市選挙区  $\frac{\circ}{-}$ 六五、 Ξ Q 一 = – t 二、〇一五 二 二 九 Ύ 六 ţ 三三六 四〇二 四七九 一七五 四〇三 0七-八五三 九八六 七〇四 八八二 = 六五五 三五 人 人 人

青森市長島一丁目一番 (発行所・発行人) 県号

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

銭